

新庄市子育て支援医療証を**拡充**します



新庄市では令和5年6月診療分から
高校生3年生までの医療費を無料化します



令和5年5月まで
0歳～中学3年生
に該当する年齢



令和5年6月から
0歳～高校3年生
に該当する年齢

<申請が必要な方：対象者>

令和5年度に高校1～3年生（平成17年4月2日生～平成20年4月1日生）になり新庄市に住民登録しているお子さんが対象となります。（重度心身障がい（児）者医療制度・ひとり親家庭等医療制度・生活保護受給者）につきましては、これまでどおりの制度となります。

<助成内容>

外来・調剤・入院にかかる医療費が無料となります。ただし、入院時の食事代や保険適用外の医療費は無料になりません。

【注 意 点】

- 今年度の有効期限は、令和5年6月1日から令和6年3月31日までとなります。
次年度も該当する方については、3月末に4月1日からの医療証を郵送します。
- 子育て支援医療証は山形県内でしか使用できないため、県外で病院を受診した方は領収書をご持参の上、後日子育て推進課④窓口にて払い戻しの手続きをお願いいたします。
- 高校3年生に該当する年齢とは、18歳になった日以降の最初の3月31日までのお子さんです。
- 7月以降に申請した場合は、申請月の初日から適用になりますのでご注意ください。

《お問い合わせ》

新庄市子育て推進課 子育て企画室（福祉庁舎④番窓口）電話：29-5811（直通）